

## 平成30年度国民健康保険料(税)の賦課状況について

平成30年度から市町村国保における財政の責任は都道府県となったが、県が定める標準保険料率を参考にした保険料(税)率の決定や、被保険者への賦課及び保険料(税)の徴収は、引き続き市町村の役割となっている。

平成30年度の賦課状況は下記のとおりである。

### 1 保険料と保険税の割合

国民健康保険法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税があり、平成30年度において昨年度からの変更はない。

|     | 市町村数 | 割合    |
|-----|------|-------|
| 保険料 | 6    | 11.1% |
| 保険税 | 48   | 88.9% |

### 2 保険料(税)の賦課方式

賦課方式は、それぞれ2方式(所得割、被保険者均等割)、3方式(2方式+世帯別平等割)、4方式(3方式+資産割)がある。本県では、2方式が2市、3方式が36市町村、4方式が16市町村となっている。(医療給付費分)

県が示す標準保険料率では、運営方針で3方式と定めたことから、平成30年度に4方式から3方式に変更する市町村が19あった。

医療給付費分(平成30年4月1日)

|     | 市町村数 | 世帯数     | 割合    | 被保険者数   | 割合    |
|-----|------|---------|-------|---------|-------|
|     |      |         |       |         |       |
| 2方式 | 2    | 331,504 | 34.0% | 508,102 | 32.2% |
| 3方式 | 36   | 482,026 | 49.4% | 825,549 | 52.2% |
| 4方式 | 16   | 162,266 | 16.6% | 246,477 | 15.6% |

(参考)

| 平成29年度<br>市町村数 |
|----------------|
| 2              |
| 17             |
| 35             |

### 3 賦課限度額の設定状況

保険料(税)の賦課に当たっては、政令で定める額を上限として各市町村は賦課限度額を設定することになっている。平成30年度における賦課限度額の状態をみると、多くの市町村は基準と同額に設定しており、医療給付費分で68.5%が同額、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は100%が同額である。

|           | 政令基準<br>(千円) | 基準と同額 |        | 基準未滿の |       |
|-----------|--------------|-------|--------|-------|-------|
|           |              | の市町村数 | 割合     | 市町村数  | 割合    |
| 医療給付費分    | 580          | 37    | 68.5%  | 17    | 31.5% |
| 後期高齢者支援金分 | 190          | 54    | 100.0% | 0     | 0.0%  |
| 介護納付金分    | 160          | 54    | 100.0% | 0     | 0.0%  |

### 4 国民健康保険料(税)の一人当たり調定額の状態

今回の制度改革により、平成30年度から全国で1,700億円の公費拡充が行われたこと、納付金算定の際に激変緩和措置を講じたことにより、納付金額は一定程度抑えられたと考えられる。

平成30年度の賦課期日現在(4月1日)の一人当たり調定額(県内平均)は、100,108円、平成29年度の99,211円に比べた伸び率0.90%は、平成28年度から平成29年度にかけての伸び率1.59%(97,658円→99,211円)を下回る結果となった。

賦課期日現在(4月1日)の一人当たり調定額(平成30年度は速報値)

|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 増減率     | 平成30年度  | 増減率     |
|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 調定額(円) | 97,658 | 99,211 | 101.59% | 100,108 | 100.90% |